

病床整備計画等に係る取扱いの見直しについて

○ 見直しの概要

1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正

- (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた病床整備計画の審査について、審査基準を満たしている案件は報告事項とする。
- (2) **病床過剰医療圏**において、例外として整備可能とされてきた重症心身障害児（者）施設の病床に加え、新たに**集中治療室（ICU）等の病床**についても整備計画書の提出を認める。

2 医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正

- (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた**有床診療所の病床整備計画の審査**について、届出資格の基準を満たしている案件については、**報告事項**とする。
- (2) **周産期医療の診療所を新設**するときの届出基準を満たしているかどうかの確認方法について、これまでの「地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面の保持」を、「**愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨の確約書の提出**」に改める。

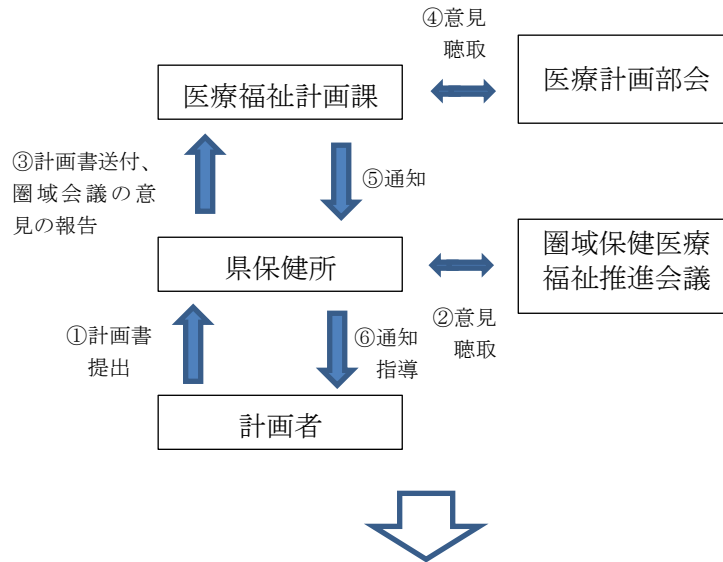
1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正

(1) 病床整備計画の取扱いについて

① 見直し内容

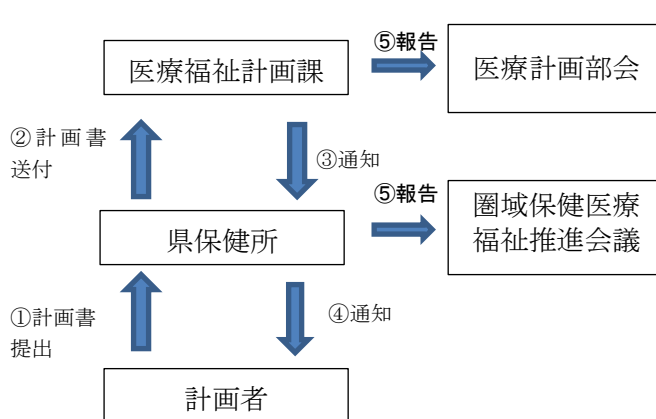
改正前	<u>提出のあったすべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会（医療計画部会）の意見を聴く。</u>
改正後	<ul style="list-style-type: none">・ 要領第4に掲げられた審査基準を満たしていると判断される病床整備計画については県で処理し、<u>結果を圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会へ報告する。</u>・ 要領第4に掲げられた審査基準の適合に疑義がある場合等あるいは特定病床に係る病床整備計画については、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。

【改正前】

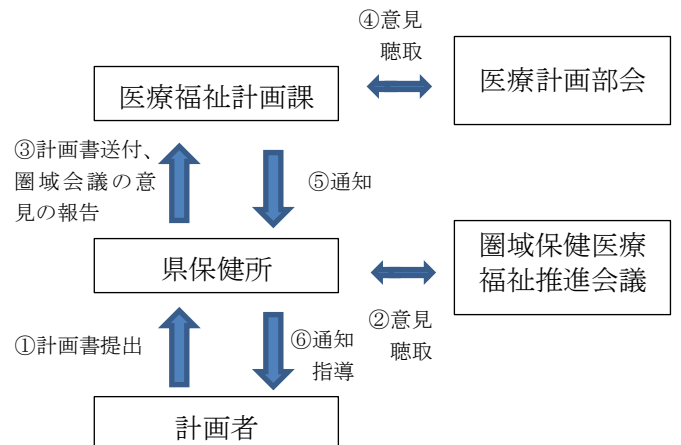


【改正後】

〈審査基準に適合している場合〉



〈審査基準の適合に疑義がある場合・特定病床〉



② 見直しの理由

事務の簡素化及び迅速化を図る。なお、医療法において、医療審議会への意見聴取が義務付けられているのは、病床過剰医療圏等における開設許可等の申請に対し、公的医療機関等への開設等許可の制限（第7条の2第6項）や、その他の医療機関への病床数の増加に対する勧告（30条の11）を行う場合とされている。